

家族や同僚が新型インフルエンザと診断されました。

「私も新型インフルエンザに感染しているかも？」

発症予防のお薬を飲んだり、
外出を自粛したりしなければいけませんか・・・？



新型インフルエンザと診断された患者さんと同居されている方

喘息や糖尿病などの
持病※がない場合



発症を予防するお薬を内服する必要はありません。できるだけ外出を自粛してください。1週間程度して発症しなければ大丈夫です。その間に発熱と咳(せき)やのどの痛みなどの症状が出たら、まず医療機関に電話し、受診が必要かどうかを相談しましょう。

喘息や糖尿病などの
持病※がある場合



医師の判断により発症を予防するお薬が処方される場合があります。できるだけ外出を自粛してください。1週間程度して発症しなければ大丈夫です。その間に発熱と咳(せき)やのどの痛みなどの症状が出たら、まず、かかりつけ医師に電話し、受診が必要かどうかを相談しましょう。

上記以外の方 たとえば学校や職場で新型インフルエンザと診断された人がいる方など

感染した可能性がまったくないわけではありませんが、通常は発症を予防するお薬を飲む必要はありません。また、外出を自粛する必要もありません。ただし、持病などがある方は念のためかかりつけの医師に相談しておきましょう。状況によっては、安静を勧められたり、医師の判断によりお薬が処方されることがあります。

※ 妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)などの持病がある方のうち、治療経過や管理の状況などを勘案して医師により重症化のリスクが高いと判断される方のこと。